

第3回鶴岡市小規模事業者経営継続支援金 よくあるご質問

令和3年10月18日現在
鶴岡市小規模事業者経営継続支援事務室

Q1 支援金は申請からどの程度の期間で振り込まれますか。

- A 申請の混み具合にもよりますが、概ね4週間程度を見込んでいます。
なお、口座振込の前に、交付決定通知書により、振込予定日をお知らせいたします。

Q2 対象となる「小規模事業者」とは、具体的にはどのような事業者ですか。

- A 従業員の数が一定数以下（下表）の事業者です。
小規模事業者支援法の定義に基づいています。

業種区分	常時使用する従業員数
製造業その他	20人以下
商業・サービス業	5人以下
うち宿泊業、娯楽業	20人以下

※詳細は、別紙の資料「別記1」「別記2」をご確認ください

Q3 複数の業種で営業していますが、申請書の「業種（中分類）」はどのように記載すればよいですか。

- A Q2の「業種区分」が同一の業種であれば、主たる業種で申請してください。
異なる「業種区分」（例、飲食店と宿泊業）の場合は、主たる業種ではなく従業員数の上限が多い業種（宿泊業）で申請してください。

Q4 「常時使用する従業員数」に、個人事業主は含まれますか。

- A 個人事業主は「常時使用する従業員数」に含まれません。
他にも「常時使用する従業員数」に含めない方が定められていますので、「別記2」をご確認いただいた上で申請してください。

Q5 複数の事業所を有していますが、従業員数はどう判断すればよいですか。

- A 事業所の数や所在地を問わず、一つの事業者としての全体の人数を従業員数とします。

よって、単一の法人で複数の事業所を有している場合、全ての事業所で常時使用する従業員を足し合わせることであります。その従業員数で、小規模事業者の基準（5人以下や20人以下）と比較してください。

Q 6 売上を証明する書類として売上台帳等の写しとありますが、どんな書類が必要ですか。

A 事業収入額がわかる書類であれば、様式は問いません。経理ソフトから抽出したデータ、エクセルで作成したデータのほか、手書きの売上台帳でも構いません。

Q 7 振込を自分（申請者）以外の者の口座にすることはできますか。

A 申請者の口座としてください。

Q 8 市の担当者に聞きながら書類を作成したいのですが。

A 鶴岡市職員研修会館の支援事務室でご相談やお問い合わせに応じております。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、窓口にお越しの際は、事前にお越しいただく日時の電話予約をお願いします。

電話 0235-29-2715

Q 9 添付書類は、前回の支援金と同じものでも提出が必要ですか。

A 前回の小規模事業者経営継続支援金の交付を受けた事業者は、提出を省略できる書類があります。詳しくは支援金のチラシ裏面のチェックリストをご参照ください。

Q 10 不動産収入（地代、家賃収入）は、この支援金の対象となりますか。

A 個人事業主の場合、確定申告書第一表の収入金額等のうち、不動産⑦に記載されている不動産収入は事業収入の対象には含まれません。（法人の場合、事業収入にあたる収入であれば対象となります。）

Q 11 9月分の売上がまだ固まっていますが、支援金の申請はできますか。

A 申請は令和4年1月31日（月）まで受け付けておりますので、9月分をもって交付要件を満たす場合は、9月分が確定してから申請してください。

Q 12 昨年の10月に開店したのですが、市の支援金の対象となりますか。

A 制度上、前年もしくは前々年7月から9月までのいずれか1か月の売上が10万円以上の事業者が対象となっています。昨年10月以降に開店した場合は対象となりませんのでご注意ください。

Q 1 3 他の支援金や補助金は売上に含まれますか。

A 確定申告の際に事業収入となる他の支援金、補助金は売上に含まれます。

Q 1 4 鶴岡市の本店のほかに酒田市に支店があります。売上には酒田市の店舗の分も含まれていますが構いませんか。

A 通常、2つの店舗をまとめて確定申告をしていると思われるので、店舗ごとに分けて集計はせず、全体の売上で申請してください。

Q 1 5 酒田市で個人商店を営んでいますが、住所は鶴岡市にあります。この場合、支援金はもらえますか。

A 交付対象者となる条件の中に、「市内に事業所を有する法人又は個人」という条件があります。

ご質問の場合、事業所のあるところが酒田市ということなので、交付の条件に該当しないことになります。

Q 1 6 個人事業者として確定申告をしましたが、申告書の控えに受付印がありません。どうしたらよいですか。

A はじめに、添付書類として認められる確定申告書類は、税務署の收受印が押されたもの、または申告書の上部に電子申告の受付日時と受付番号が印字されたもの（※税務署や申告会場において e-Tax により申告した場合）です。

自宅や事務所等から e-Tax で申告し、申告書の上部に電子申告の受付日時と受付番号が印字されたものがお手元にはない場合は、收受印のない申告書に受信通知を添付していただくようお願いします。税理士に申告手続きをお願いした場合であっても、お願いした税理士が受信通知を受けていると思いますので、写しを取り寄せてください。

次に、申告書を郵送した場合ですが、返信用封筒を同封しないと受付印が押されたものが返送されないため、手元にはないケースが多いようです。この場合は、納税証明書（その2 所得金額用）による代替提出も受け付けいたしますので、税務署にご相談ください。受信通知が見つからない場合も同様です。